

# 東洋史研究

第七十七卷 第一號 平成三十年六月發行

## 參國伍鄙再考

——齊國の改革プラン——

宗 周太郎

序論

第一章 『管子』小匡篇と齊語の先後關係

第二章 參國伍鄙のテキスト校訂

第一節 參國伍鄙とその問題

第二節 兩篇における參國伍鄙の性格とテキスト校訂

第三章 參國伍鄙の内容比較

第一節 參國伍鄙の内容

第二節 小匡の參國伍鄙

第三節 齊語の參國制鄙

結論

## 序 論

『管子』小匡篇および『國語』齊語は、春秋齊の桓公と管仲の對話篇となっており、その中には參國伍鄙という領域の編成に關わる記述がある。この記述は従來國制史の分野で中心的に取り上げられ、岡崎一九五〇を始め、春秋時代の國制や兵制を考える史料とされてきた。<sup>①</sup>しかし現在では小匡や齊語の成書は戰國時代以降になることが確實とされ、<sup>②</sup>そこに見える參國伍鄙の言説が春秋時代の状況を反映していると無條件に見なすことはできない。これに關しては既に議論されており、その内容が春秋の傳聞によるとする説<sup>③</sup>、戰國時代の状況を背景とする説<sup>④</sup>など意見は一致しない。大陸の研究では臧知非一九九五が齊語の記述を戰國時代のものとするが、大勢は參國伍鄙を春秋時代の兵制と國制が合致した制度とみなしている。<sup>⑤</sup>また小匡と齊語における參國伍鄙制度についても、同一とするか否か定説がない。<sup>⑥</sup>

こうした見解の不一致の原因として、參國伍鄙に關するテキスト上の矛盾が指摘できる。齊語と小匡での相違に加え、小匡内での記述の矛盾が問題となる。例えば伍鄙の記述が二箇所にあるが、一回目は齊語と異なるのに對し、二回目は齊語の記述と同じであるといった矛盾が生じている。既に校勘學からのアプローチは存在し、特に矛盾の甚だしい『管子』についてのまとまった成果として黎翔鳳二〇〇四がある。先行研究では矛盾の解消のため、齊語の記述をもとに小匡を書き換えるが、決定的な證據といえるものはなく、諸説が竝立している。<sup>⑦</sup>

また、制度史の側面からは、國制や兵制といった制度の變遷の中のどこに參國伍鄙を位置づけるか、ということに終始してきた嫌いがあるが、史料に對する理解が不十分なままでは確度の高い議論はできない。史料の性格を考慮した研究には佐竹二〇〇三があり、金谷一九八七の成果を受け、小匡を戰國時代の状況を反映したものとする點は卓見である。しかし、氏のテキスト校訂には問題があり、『管子』諸篇で述べられる、自國の土地や人々をどのように編成し支配するかという記述、これを領域編成というが、その變遷のなかに小匡を位置づけることを主軸にしたために、小匡と齊語との違い

を無視している。<sup>9)</sup> 後述する通りそれぞれの史料の性格は異なっており、佐竹説の校訂は受け入れがたい。

そもそも矛盾を考える際には、どうすれば矛盾が解消されるかではなく、なぜ矛盾が生まれたのかという原因を考えなければ、議論は各人の恣意に依らざるをえない。表面的に矛盾を解消するだけでは問題の根本的解決にはつながらないものである。こうした問題点を解決するため、史料の性格の検討から始め、テキストの校訂を経て參國伍鄙制度を検討する必要がある。本稿は參國伍鄙を再考し、銀雀山漢簡などの出土史料との比較も通して、この議論に一石を投じようというものである。

検討の前に參國伍鄙の制度について説明をしよう。便宜のため篇中の記述に矛盾のない『國語』の記述に準據して説明する。都城内、もしくは郊以内を指す國<sup>⑩</sup>とその外側を指す鄙に分けて考えられており、家数によって分割される。國は

制國以爲二十一郷、工商之郷六、土郷十五。公帥五郷焉、國子帥五郷焉、高子帥五郷焉。

國を制して以て二十一郷と爲し、工商の郷六、土郷十五。公五郷を帥い、國子五郷を帥い、高子五郷を帥いる。

と二十一郷に分けられ、そのうちの土郷十五郷を三分割することから、「參國」と名付けられる。この郷は

制國。五家爲軌、軌爲之長。十軌爲里、里有司。四里爲連、連爲之長。十連爲郷、郷有良人焉。

國を制す。五家軌と爲り、軌之に長を爲る。十軌里と爲り、里ごとに司有り。四里連と爲り、連之に長を爲る。

十連郷と爲り、郷ごとに良人有り。

といった具合に連、里、軌に分割される。これが「制國」である。制國は兵制と對應しており、

以爲軍令、五家爲軌、故五人爲伍、軌長帥之。十軌爲里、故五十人爲小戎、里有司帥之。四里爲連、故二百人爲卒、

連長帥之。十連爲郷、故二千人爲旅、郷良人帥之。五郷一帥、故萬人爲一軍、五郷之帥帥之。三軍。

以て軍令を爲し、五家軌と爲るが故に五人伍と爲り、軌長之を帥いる。十軌里と爲るが故に五十人小戎と爲り、

里有司之を帥いる。四里連と爲るが故に二百人卒と爲り、連長之を帥いる。十連郷と爲るが故に二千人旅と爲

り、郷良人之を帥いる。五郷一帥たるが故に萬人一軍と爲り、五郷の帥之を帥いる。三軍となつてゐる。本稿で括弧を附けずに參國と表記する場合は「參國」と「制國」の總稱の意味で使い、分けて使う場合はかぎ括弧附きで示す。

一方の鄙は

制鄙、三十家爲邑、邑有司。十邑爲卒、卒有卒帥。十卒爲郷、郷有郷帥。三郷爲縣、縣有縣帥。十縣爲屬、屬有大夫。五屬、故立五大夫。

鄙を制す、三十家邑と爲り、邑ごとに司有り。十邑卒と爲り、卒ごとに卒帥有り。十卒郷と爲り、郷ごとに郷帥有り。三郷縣と爲り、縣ごとに縣帥有り。十縣屬と爲り、屬ごとに大夫有り。五屬なるが故に五大夫を立つ。

と屬、縣、郷、卒、邑に分割される。齊語と小匡で内容に違いが見られるため、齊語の場合は制鄙、小匡の場合は伍鄙と表記する。なお「國」字にはいくつかの字義がある。基本的に本稿では都城内やその郊以内の意味の場合は國を用い、齊の領域全體を指す時は齊國と表記する。

本稿ではまず第一章において、類似の表現と使用語彙の比較によって小匡および齊語の成立の先後關係を検討する。次いで第二章では小匡、齊語の參國伍鄙を取り上げ、兩篇の性格に注目してテキストの校訂を行い、制度の概要を掴む。第三章では、兩篇の參國伍鄙を比較し、類似の編成案を有する『管子』立政篇や、銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』などの出土文字史料とも比べて検討を行う。

一般に紀元前四五三〜前二二一年を戰國時代とするが、本稿では諸子の成立について體系的に検討している吉本道雅氏の時代區分に従い、前四五三〜前三七〇年を戰國時代前期、前三七〇〜前三〇〇年を中期、前三〇〇〜前二五〇年を後期、前二五〇〜前二〇七年を秦代と稱する<sup>(1)</sup>。

## 第一章 『管子』小匡篇と齊語の先後關係

周知の通り、先秦期の記述を含む史料には、その成書年代や成書過程が必ずしも明らかになっていないという問題がある。従って本章ではまず『國語』齊語と『管子』小匡の成立の先後關係を考察する。古くは羅根澤一九三二が『國語』齊語と『管子』小匡との對應を指摘し、松木一九七五の検討により、齊語を受けて小匡が作られたとするのが通説となっているが、松木説には論證の不十分な點がある。以下先後關係についての先行研究を検討する。

先後關係については大きく三説、甲…齊語先行、乙…小匡先行、丙…兩者に關聯なし、がある。<sup>(12)</sup> 小匡と齊語はその大部分を共有し、小匡の方が齊語よりも記述量が多い。それぞれ、小匡が齊語を基に書き加えて成立したとみるか、齊語が小匡から抽出して成立したとみるか、獨立してできたとみるか、ということになる。

まず丙の觀點、岡崎一九五〇は兩篇の參國伍鄙の記述順序の違いを指摘し、それに基づく各々の文章の趣旨の不一致に着目する。<sup>(13)</sup> この順序と趣旨の不一致から、兩者の成立は單線的ではないとしているが、既に松木氏が批判するように、この相違は兩篇作者の意圖の違いによるもので、兩篇の單線的成立を否定するものではない。また小匡が齊語の内容をほぼすべて含んでいる點を考えれば、複線的成立の蓋然性は低いといえよう。

乙説は、齊語と小匡が同じ内容であるとし、「小匡の文は自ずから管子の文にして、國語の文とは類」<sup>(14)</sup> しないという理由から、後人が小匡でもって内容を補完したものだとする。この説は『管子』を管仲、もしくはそれに近い時代の人物の作と考え、『國語』より相對的に古い記述と見なしていることに基づくが、『管子』が戰國時代以降の成立であることが明らかとなった現在では、<sup>(15)</sup> その根據は薄弱と言わざるを得ない。

甲説については、松木一九七五が小匡を獨自に五段落に分けて考察を行い、參國伍鄙を説く第二段落までは丁寧な議論しているが、それ以降の段落の考察は内容の粗密を主としており、先後關係の説明としては不十分である。粗密の議論だ

けでは、抽出して作成される場合と書き加えて作成される場合、どちらの可能性もあるため、決定的な理由とはならない。松木の説明が不十分な箇所においても説得力のある證據が必要である。

以上、乙丙二説の根據は決定的なものではなく、一方の甲説も十分な論證が不足している。本章では篇全體の成立の先後關係を説明するため、主に類似する表現と、語彙の比較から検討を行う。語彙レベルでの比較については、兩篇で表現が相違する部分と、小匡にしかない部分から、それぞれ稀見の語彙を取り上げて検討する。

齊語と小匡の類似箇所を比べたとき、齊語で同じ表現を繰り返す部分が、小匡では省略されていることに氣づく。

齊語…桓公曰「安國若何。」管子對曰「修舊法、擇其善者而業用之、遂滋民、與無財、而敬百姓、則國安矣。」桓公曰「諾。」遂修舊法、擇其善者而業用之、遂滋民、與無財、而敬百姓。國既安矣、桓公曰「國安矣、其可乎。」

小匡…公曰「安之奈何。」管子對曰「修舊法、擇其善者、舉而嚴用之、慈於民、予無財、寬政役、敬百姓、則國富而民安矣。」公曰「民安矣、其可乎。」

他の部分でも同様の處理がなされる。

齊語…君若正卒伍、修甲兵、則大國亦將正卒伍、修甲兵、則難以速得志矣。君有攻伐之器、小國諸侯有守禦之備、則難以速得志矣。

小匡…君若正卒伍、修甲兵、則大國亦將正卒伍、修甲兵。君有征戰之事、則小國諸侯之臣有守圉之備矣。然則難以速得意於天下。

傍點部分がそれぞれ同じ内容を表すが、齊語で二度繰り返される部分が小匡で一度にまとめられている。この部分では齊語の方がよりプリミティブな表現といえる。

續いて兩篇共有部分での語彙の相違を挙げよう。語彙比較については既に李學勤一九八七で行われているため、本稿では他の用例に着目しつつ、簡略に述べるに止める。李氏が述べる通り齊語よりも小匡の方が「淺近」な表現になっている。

例えば、齊語「四民者」が小匡「士農工商四民者」になるなど、齊語の表現を引き伸ばしわかりやすくしたと思われる表現が見られる。また齊語「盡其四支之敏」の「敏」字は韋昭注によると「敏、猶材也」と稀見の表現だが、小匡ではより一般的な「力」字になっている。その他小匡だけに見える部分の語彙については、「珍異」が『周禮』に九例、「政役」が『周禮』に二例ある。『周禮』に見られる語彙が追加されていることが分かる。

小匡が齊語の内容をほぼ含むことや表現の一致の度合いから両者が單線的な先後関係をもつ可能性は極めて高い。假に齊語が小匡のあとに作られたとすれば、齊語が小匡を抄出したことになるが、その場合だと他の史料に用例のある一般的な語彙をあえて用例の少ない語彙に換えたことになり、合理的説明ができない。齊語をもとに小匡が作られたと考えるのが最も妥当であろう。

齊語が小匡に先立つという先後関係が問題ないとした上で、小匡の成書においては『周禮』に見える、齊地域の言葉が使われる傾向にあることが確認される。<sup>(16)</sup> もちろん齊國での成書とはいえ、齊の言葉のみを使うわけではないため例外もあるが、おおよその傾向としては『周禮』もしくはそれに類似の材料をもとに齊語を書き改めて作成されたのが小匡と考えられる。

兩篇の成書年代については、齊語が『荀子』など戦國後期以降成書とされる書物に見られる比較的新しい語彙、いわゆる「前三世紀の標準文語」で書かれているため、齊語の成書は紀元前四世紀後半以降と考えられる。<sup>(17)</sup> 小匡については、秦を戎狄視する言説を加えていることから、紀元前三〇〇年が上限となる。<sup>(18)</sup>

注意しておきたいのは、小匡において語彙の改変が行われたという事実が、小匡と齊語で使用された言語の隔たりを示していることである。そこで齊語における語彙使用を検討すると興味深い事實に気づく。前三世紀の標準文語で書かれた齊語であるが、その表現の中には『左傳』に特徴的なものがある。例えば「請諸」は先秦史料では、『左傳』に四例あり、「若之何」は『左傳』に五〇例以上と、非常に多く見られる。<sup>(19)</sup> 「軍門」も『管子』を除く先秦史料では『左傳』のみに三例

見える。また葵丘の會の部分では『左傳』の引用が見られる。

これら『左傳』に特有の表現は、前三世紀の標準文語以前のものである。その『左傳』特有の表現が齊語の冒頭と最後の部分、具體的には桓公が管仲を齊に迎えるまでの部分と葵丘の會の部分に集中する一方で、齊語の中心部分である管仲と桓公の對話部分は、前三世紀の標準文語が用いられていることから、對話部分とその前後の部分では、使用された材料に違いがあったと考えられる。

齊語は桓公の霸業のみを記述したもので、桓公に對する否定的な情報は見受けられないため、<sup>(20)</sup>齊地での成立と考えられるが、用いられた材料の一部には前三世紀の標準文語で書かれる以前のもが含まれていたようである。齊語の成書が小匡に先立つため、齊語から小匡への語彙の變更は、「前三世紀の標準文語」への標準化が徹底されたものと考えるのが、現段階では最も妥当であろう。

## 第二章 參國伍鄙のテキスト校訂

### 第一節 參國伍鄙とその問題

前章で齊語が小匡に先行し、兩篇の成書は紀元前四世紀後半以降になることを確認した。続いて兩篇に記述される參國伍鄙について考察していく。

參國伍鄙については少なからぬ議論があるが、議論を招く原因には、先秦時期の國制についての貴重な記述であることに加え、記述内容の矛盾や混乱が挙げられる。とりわけ伍鄙の記述が齊語と小匡の間で食い違い、また小匡の内部でも矛盾していることが、參國伍鄙の議論を複雑にさせている。以下に相違点を示す。本文の矛盾する部分を抜粋したものが表一である。<sup>(21)</sup>



表一：參國伍鄙部分の本文抜粋表

齊 語	小 匡
	制五家爲軌、軌有長。十軌爲里、里有司。四里爲連、連有長。十連爲鄉、鄉有良人。三鄉一帥。
管子對曰、制鄙、三十家爲邑、邑有司。十邑爲卒、卒有卒帥。十卒爲鄉、鄉有鄉帥。三鄉爲縣、縣有縣帥。十縣爲屬、屬有大夫。五屬、故立五大夫。各使治一屬焉、立五正、各使聽一屬焉。是故正之政聽屬、牧政聽縣、下政聽鄉。	桓公曰、五鄙奈何。管子對曰、制五家爲軌、軌有長。六軌爲邑、邑有司。十邑爲率、率有長。十率爲鄉、鄉有良人。三鄉爲屬、屬有帥。五屬一大夫。武政聽屬、文政聽鄉。
管子於是制國。五家爲軌、軌爲之長。十軌爲里、里有司。四里爲連、連爲之長。十連爲鄉、鄉有良人焉。以爲軍令、五家爲軌、故五人爲伍、軌長帥之。十軌爲里、故五十人爲小戎、里有司帥之。四里爲連、故二百人爲卒、連長帥之。十連爲鄉、故二千人爲旅、鄉良人帥之。五鄉一帥、故萬人爲一軍、五鄉之帥帥之。三軍。	於是乎管子乃制五家以爲軌、軌爲之長。十軌爲里、里有司。四里爲連、連爲之長。十連爲鄉、鄉有良人。以爲軍令。是故五家爲軌。五人爲伍、軌長率之。十軌爲里。故五十人爲小戎、里有司率之。四里爲連。故二百人爲卒、連長率之。十連爲鄉、故二千人爲旅、鄉良人率之。五鄉一帥。故萬人爲一軍、五鄉之帥率之。
五屬大夫於是退而修屬、屬退而修縣、縣退而修鄉、鄉退而修卒、卒退而修邑、邑退而修家。是故匹夫有善、可得而舉也、匹夫有不善、可得而誅也。	於是乎五屬大夫退而修屬、屬退而修連、連退而修鄉、鄉退而修卒、卒退而修邑、邑退而修家、是故匹夫有善、可得而舉、匹夫有不善、可得而誅。

・齊語と小匡では伍鄙の長官の名前が異なる。齊語では邑司、卒帥、鄉帥、縣帥、屬大夫であるが、小匡では軌長、邑司、率長、鄉良人、屬帥、五屬大夫となる。

・また齊語「五屬、故立五大夫。」と屬で終わるのに對し小匡「五屬一大夫。」と屬の上級に五屬を置いているという違いがある。

・小匡には制國についての記述が二回出るが、現行本では一回目の説明のときは「三郷一帥」とするところが、二回目は「五郷一帥」となる矛盾が生じている。

・同じく小匡の伍鄙の階梯について、伍鄙の部分では「屬、郷、率、邑、家」とあるが、正月之朝（鄙）の箇所では「屬、連、郷、卒、邑、家」となり、連が餘分である。なお齊語では連を縣に作る。連は國に屬するため、鄙の部分にあたることで出るのは理に合わない。また、連は郷の下の階梯であるため、その觀點からも矛盾する。

以上のように伍鄙の制度に深く關わる部分での矛盾が見られるため、參國伍鄙の制度を検討する際には、まずテキスタの校訂を行う必要がある。序論でも述べたが、矛盾の

解消よりも、その原因を明らかにすることが必要で、そうすることで初めて説得的な議論を行うことができる。

従ってテキストの校訂に先だつて、まず兩篇の性格を考え、成書過程を想定する必要がある。既に前章で齊語の先行は明らかになったため、小匡がいかなる意圖をもつて作成されたかを考えることで、上述の矛盾に答えを出していきたい。

## 第二節 兩篇における參國伍鄙の性格とテキスト校訂

參國伍鄙については岡崎一九五〇の古典的研究があり、記述順序の違いから兩篇の趣旨が異なると指摘した。兵農分離か否かに注目して<sup>22)</sup>おり、參國伍鄙を春秋時代の制度と見なしている點は首肯できないが、齊語と小匡を同一視しない點は卓見である。まずそれぞれの順序を比較し、違いを確認していく。それぞれの記述順序については表二參照。

齊語では「四民不雜處」の説明から始まつており、參國の説明はその後から始まる。また參國と制鄙は聯續しておらず、參國の説明をしたのち、「正月之朝（郷）」を挟み、「制鄙」の説明、「正月之朝（屬）」に移るといふ順序である。つまり「四民不雜處」で國鄙兩方の話をした後、郷（國）と屬（鄙）の二部分に分けて説明しているといふことになる。四民が土工商農というように農が最後になっているのも、郷の後に屬の説明することに合わせたものだろう。<sup>23)</sup>

一方の小匡は最初に參國伍鄙制度をまとめて記述し、その後に「四民不雜處」、郷屬兩方の「正月之朝」の受憲へと話が進んでいく。郷と屬の相違を強調せず、並列した表記であることが特徴的である。また參國伍鄙を冒頭でまとめて説明することで、參國伍鄙の制度が分かりやすくなっている。ただ參國伍鄙を最初にまとめた結果、後半部分の「制國」を削除しなかつたために同じ記述を繰り返しているし、「愛民之道」から「作内政而寓軍令焉」までの議論が、國に對してなのか鄙に對してなのかが不明瞭になっている。小匡は不注意な順番の入れ替えを行った結果、新たな矛盾を生んだことになる。

この順序の違いから、兩篇の國と鄙に對する認識の違いが読み取れる。齊語は四民不雜處を主眼にしており、郷と屬の

表二：記述順序表。傍線部分は參國伍鄙に關する部分。同じ問いに對する答えが必ずしも齊語と小匡篇で一致しないため、括弧内は答えの内容を示す。

齊 語	小匡篇
聖王治民 — 成民之事（四民不雜處）土工商農 <u>定民之居（「參國」）</u> — — 安民心～作內政而寓軍令焉 <u>「制國」</u> 正月之朝（鄉）	聖王治民 六秉 參國（「參國」+「制國」）·伍鄙 定民之居成民之事（四民不雜處）土農工商 相地而衰征 愛民之道 安民心～作內政而寓軍令焉 <u>「制國」</u> 正月之朝（鄉）
伍鄙（相地而衰征） <u>定民之居（制鄙）</u> 正月之朝（屬） 親鄰國 — 召天下之賢士 寡甲兵 欲南伐	— — 正月之朝（屬） 寡甲兵 任四子、遣五子 收求天下之賢士 親鄰國 欲伐南

違いを明確にしているのに對し、小匡の主眼はその順序が示す通り參國伍鄙であり、何らかの意圖を持って改變されたと考えられる。従つて、小匡の校訂には慎重を期すべきであり、改めるとしても、諸本で文字の異同があるなどの、他に參照しうる情報を基に校訂する必要がある。

小匡の改變過程を考えれば、齊語の參國伍鄙の記述を抜き出して、聖王の制度の直後に置いたことが主な改變と思われる。一方參國伍鄙以外の部分では、内容の繋がりをあまり考慮せず、表面的な繋がりで改變したようにみえる部分もある。

例えば「正月之朝」（屬）以降、小匡では「寡甲兵」から「親隣國」までの順番が齊語と逆になっているが、これは本来「召天下之賢士」が隣國に親しむことであつた齊語とは明らかに異なる。齊語では國から屬へ、屬から隣國へ、という内から外に廣がる記述順序であつたが、小匡では郷・屬の「正月之朝」が聯續していることから分かるように、そうした意識はない。齊語には「親隣國」の部分に「則四隣之國親我矣。」「而反其侵地。」という記述があり、それを受けた「欲伐南」の部分に「四隣大親。既反侵地。」とある。こうした表現の類似から、小匡は「親隣國」を「欲伐南」の直前に移動したのだろう。

また小匡は齊語に改變を加えて作成されたわけだが、場所によっては齊語をほぼそのまま引き寫していると思われる箇所がある。

正月之朝（郷）

齊語…是故匹夫有善、可得而舉也、匹夫有不善、可得而誅也。政既成、郷不越長、朝不越爵、罷士無伍、罷女無家。

小匡…是故匹夫有善、故可得而舉也。匹夫有不善、故可得而誅也。政既成、郷不越長、朝不越爵、罷士無伍、罷女無家。

正月之朝（鄙）

齊語…是故匹夫有善、可得而舉也、匹夫有不善、可得而誅也。政既成矣、以守則固、以征則彊。

小匡…是故匹夫有善、可得而舉、匹夫有不善、可得而誅。政成國安、以守則固、以戰則彊。封內治、百姓親、可以出征四方、立一霸王矣。

引用部分は右が「正月之朝」（郷）左が「正月之朝」（鄙）の文章であり、「是故匹夫有善」以下はほぼ同じだが、傍點部の通り改變は一樣ではない。改變には統一性がないといえる。

以上參國伍鄙を強調する小匡の意圖や、それ以外の部分での杜撰ともいえる改變の存在を確認できた。この性格を考慮した上で、敍上の矛盾に對するテキストの校訂を行おう。

まず齊語と小匡で異なる箇所については基本的に變更の必要はないだろう。次に小匡の參國の矛盾「三郷一帥」と「五郷一帥」については、小匡が「參國」と「制國」を合體させて冒頭にまとめたと考えられるため、本来は後半の「制國」の部分そのままに引いた可能性が高い。この部分は古本によって「五郷一帥」に統一すべきであろう。この次の部分で屬の説明に「三郷爲屬、屬有帥」とあることに牽引され後代の人が誤ったと思われる。<sup>24</sup>

同じく小匡の伍鄙の階梯について、伍鄙の部分では「五屬、屬、郷、率、邑、軌」とあるが、後の「正月之朝」の部分

表三：參國伍鄙比較表。下段括弧内は家數

齊語參國	小匡參國	齊語小匡制國	齊語制鄙	小匡伍鄙
			五屬 (450,000)	x 大夫 (45,000x)
國 (二十一郷) (42,000)	國 (二十一郷) (42,000)	三軍 (30,000)	屬 (十縣) (90,000)	五屬 (五屬) (45,000)
一帥 (五郷) (10,000)	一帥 (五郷) (10,000)	軍 (10,000)	縣 (三郷) (9,000)	屬 (三郷) (9,000)
郷 (十連) (2,000)	郷 (十連) (2,000)	旅 (2,000)	郷 (十卒) (3,000)	郷 (十率) (3,000)
連 (四里) (200)	連 (四里) (200)	卒 (200)	卒 (十邑) (300)	率 (十邑) (300)
里 (十軌) (50)	里 (十軌) (50)	小戎 (50)	邑 (三十家) (30)	邑 (六軌) (30)
軌 五家 (5)	軌 五家 (5)	伍 (5)		軌 五家 (5)

では「屬、連、郷、卒、邑」となっており、郷と屬の間に連が増え、軌の單位がなく、率を卒に作る。この「正月之朝」の部分は齊語をほぼそのまま引用しており、それが矛盾の原因となっている。他にも「正月之朝」の部分は屬の部分にも拘らず「國安」を追加するなど小匡の杜撰な改變が見られる。改變によって生じた矛盾には無頓着であったと言わざるをえない。この部分については小匡作者の注意が抜け落ちており、当該部分は齊語を引き寫したものと考えればよいだろう。

なお「正月之朝」の部分、齊語では連を縣に作るが、この縣と連の違いを、安井息軒は音が近いからではないかと考えている。その可能性もあるが、小匡では「正月之朝」の郷と屬を聯續で記述しているため、郷の記述に牽引されて連と書いてしまったのだろう。率と卒は音通だが、上記の杜撰さから誤記と考える方が自然である。

以上の校訂を踏まえたものが表三になる。兩篇の參國伍鄙の内容、およびその違いについて次章で考察していこう。

### 第三章 參國伍鄙の内容比較

#### 第一節 參國伍鄙の内容

前章で述べた順番の違いや校訂を受け、兩篇の内容の考察に入っていこう。まず齊語と小匡で想定されている齊國の領域としては

齊語…地南至於餉陰、西至于濟、北至于河、東至于紀鄗。

地は南のかた餉陰に至り、西のかた濟に至り、北のかた河に至り、東のかた紀鄗に至る。<sup>(25)</sup>

小匡…地南至於岱陰、西至於濟、北至於海、東至於紀隨。

地は南のかた岱陰に至り、西のかた濟に至り、北のかた海に至り、東のかた紀隨に至る。

とあることから、臨淄を含む東西に横長の地域が想定されている。なお小匡では「地方三百六十里」という語が附加されている。上記の領域と大きく食い違う数字ではないが、この数字は章炳麟が言う通り、實數を表したものとより、諸侯方五百里の面積の半分を當てたもので、多分に理念的な数字と考えるべきであろう。<sup>(26)</sup>方五百里は二十五萬平方里となり、方三百六十里は十二萬九千六百平方里となることから、概ね半分の面積になる。

規模については、伍鄙で把握される家數として、齊語が四十五萬家であり、小匡も五屬大夫が一人ということは考えられないため、少なくとも十萬家を越えるはずである。『戰國策』齊策一に臨淄は七萬家という表現があることから、鄙は臨淄附近でなく齊國全體を想定していると考えられる。従って規模から考えて國が首都臨淄、鄙が齊國全體を想定していると考えられる。

なお、この家數規模は戰國時代以降のものである。試みに『漢書』地理志の記述から、想定される地域を含む濟南郡、

千乘郡、齊郡、甌川國の戸數の合計を出すと、四十六萬戸超であり、齊語の戸數と遜色ない。<sup>(27)</sup>『漢書』地理志は漢の戸口の最盛期における數字とされるため、領域の範圍はともかく、參國制鄙が春秋時代の實態を表していないことの傍證となる。<sup>(28)</sup>

續いて制度内容の比較を行う。參國は同じ内容だが、伍鄙については、表三の通り、編成の單位や家數が異なっている。齊語では參國と制鄙の制度は相似的ではなく、編成單位の郷が一致するのみであるが、小匡では伍鄙にも軌を加えることよつて、參國と伍鄙の最小單位を同じにしている。最大の單位についても、齊語では長官は屬大夫が最上で、屬が五つのみだが、小匡では「五屬に一大夫」と五屬大夫が最上になり、大夫の數が明記されていないため、屬が五つ以上存在しうることになる。これらは參國の制が齊語と小匡ではほぼ同じことに比べると、明白な違いといえる。小匡作者が何らかの意圖をもつて伍鄙の制度を改變したと考えるべきであろう。

以上參國伍鄙の内容には違いがあるわけだが、その背景となる國や鄙に對する認識に相違がある。例えば、「國」字自體の認識が異なる。齊語では「國」字を齊國として使う用例は少なく、基本的に鄙に對し城内、もしくは郊以内の意味として使用している。<sup>(29)</sup>一方小匡では「國」字を無頓着に使用しており、多く齊國全體の意味で用い、國鄙の對比に對する意識があまりない。<sup>(30)</sup>例えば齊語の「群叟」を小匡が「群國」へ變更することや士農工商四民を「國之石民」と呼ぶ表現であり、これらは明らかに齊國全體を想定して「國」を使っている。

「國」認識と關聯することとして、農の住む場所はどこかという認識の違いも見られる。齊語では國は士工商、鄙は農と區別するのに對し、小匡では士農工商全てが國に住むように、小匡には國と鄙で四民を分かつ考えがない。つまり小匡作者にとつて、國と鄙は四民を分かつものでなかつたということになる。<sup>(31)</sup>

15 記述の順番に着目しても、小匡は齊國の充實に努めてから人材登用、外交となるが、齊語は鄙の後に外交、人材登用となつており、國から鄙、鄙から他國と、内から外へ廣がり、最後に軍事となる。小匡には齊語のような内から外への展開

はなく、

未可、治内者未具也、爲外者未備也。

未だ可ならず、内を治むる者未だ具わらざるなり、外を爲むる者未だ備わらざるなり。

や「外内定矣。」とあるように、齊語に比べ、齊國と他國を對比する表現が多く、齊國內での國と鄙の差異は強調されない。

こうした認識の違いを表す端的な例として、それぞれにおける目的の違いがある。齊語では民の居を定めるために、參國制鄙を行い、民の事を成すために四民不雜處を行う。參國制鄙の目的は、國と鄙で四民を分居させ、四民の居住地を固定することである。四民の居住地を安定させるため、人々を家數單位で把握するのであり、參國は土と工商の、制鄙は農の家數を把握するためのものである。

一方で小匡では民の居を定めることと民の事を成すという雙方の方策として四民不雜處をあげる。小匡の參國伍鄙は民の居住地を固定させるための制度ではなく、それぞれ參國奈何、伍鄙奈何と直接質問したことに答えた形になる。參國伍鄙に對する認識が齊語と異なることが分かる。

また伍鄙という言葉の認識も異なっており、齊語では「鄙を五つにする」ないし「五つの鄙」の意味であると想定されるのに對し、小匡では「鄙に伍す」つまり伍制（軌制）を鄙に導入するの意味である。齊語では「昔者、聖王之治天下也、參其國而伍其鄙。」という記述や、參國が國を三つに分けること、制鄙の部分において五屬で五大夫とする點、それぞれに監視役として五正をつける點から、五つの屬に分けるといふ意味と考えられる<sup>(32)</sup>。

一方の小匡では「五家を制して軌を爲す。」というように伍制のことを指す表現になっている。小匡が齊語の伍鄙を理解できていないことは、齊語で伍鄙として記述される「相地而衰征<sup>(33)</sup>」の説明を、士農工商の商の後につなげていることから分かる。齊語は伍鄙を鄙を治める方法として認識しているのだが、伍制と誤っている小匡作者が理解できず、位置を



表四：長官名比較表。

齊語參國	齊語制鄙	小匡參國	小匡伍鄙	齊語小匡制國
國君	屬大夫	國君	五屬大夫	公高子國子
五郷一帥	縣帥	五郷一帥	屬帥	五郷之帥
郷良人	郷帥	郷良人	郷良人	郷良人
率長	卒帥	連長	率長	連長
里有司	邑司	里司	邑司	里有司
軌長		軌長	軌長	軌長

變えたと思われる。士農工商の後ろにおいたのは、「則ち民移らず。」などの民についての記述に牽引されたものだろう。

以上齊語と小匡とは、伍鄙の制度内容の違い、參國伍鄙の認識の違いが明らかとなった。この違いは小匡作者の意圖によると考えられるが、その意圖とは一體どういったものだろうか。

## 第二節 小匡の參國伍鄙

小匡が伍鄙を改めたことを指摘したが、もう一つ小匡が變更した部分がある。それは編成單位の長官名である。表四にある通り、齊語において制鄙の長官名は概ね帥であり、參國の長官名と一致しない。一方の小匡では、伍鄙の長官名が參國に合わせて變更されていることに気づく。<sup>(34)</sup>従来この長官名の違いは等閑視されてきたが、小匡と齊語の參國伍鄙の認識が異なる以上、その違いには何らかの意圖を考えねばならない。

ここで小匡の參國伍鄙に基づいて行政機構を考えてみよう。國では齊君の下に五つの士農の郷があり、その下には郷良人、連長、里司、軌長と続く。鄙では大夫のもとに五つの屬があり、屬帥の下に郷良人、率長、邑司、軌長と続く。齊語の制鄙と比較すると、縣を除き、軌を加えたことになり、小匡の國と鄙は、五家を最小單位とする六階層の行政組織を持つようになった。従って細かい家数や役人数を除けば、國君以下と大夫以下の行政組織の枠組みは同じ形になっている。

さらに長官名を一致させたことは、國と鄙のそれぞれの編成階梯が同レベルのものであることを明示する。これは規模の面から考えても、國の四萬二千家に對し一大夫四萬五千家となり、

ほぼ同じである。こうして小匡の幾つかの改變の結果、參國の軌から國までと、伍鄙の軌から五屬までの編成單位の数が一致することになり、國鄙の行政機構が同質化したといえる。この國鄙が同じ行政機構、規模を持つということは一體どのような意味を持つのだろうか。

そもそも統治機構の編成案というものは、ある程度現實を踏まえた上で作られなければ説得力のないものになる。小匡を含む『管子』の性格については金谷氏の研究がなお有効であり、氏によれば『管子』は齊の管仲學派によつて作られ、現實主義的性格を持つという。<sup>(35)</sup> そうした點を考えれば、小匡に述べられる狀況は、成書された戰國時代に適した形で書かれている可能性が高い。そこで、戰國時代の狀況から、參國伍鄙の制度を検討したい。

國は齊君の住む都城を指しており、このことは國二十一郷を齊君、國子、高子の三人で分け合うことから明らかである。従つて參國は首都臨淄、齊の君主を頂點に戴く行政機構ということになり、直屬か否かはともかく、國の役人は齊君の指示を仰ぐことになる。一方の鄙は都城以外の齊國の領域を想定しており、小匡において五屬は國とほぼ同じ規模である。

齊は周辺の邑を自國の領域に加えていくことで領域を擴大していったわけだが、そうした邑には當然のことながら規模の大小や行政組織などに相違があつたはずで、邑ごとに獨自性が存在したと考えられる。戰國期にはしばしば城單位での領地割讓が行われたが、割讓されるごとに行政組織を改編していたとは考えにくい。それぞれの邑で獨自性が存在した可能性が高いだろう。

こうした邑ごとの相違は支配の效率的運営に支障をもたらしたものと思われる。齊の領域の邑に對する齊王の影響力には強弱があつたはずで、臨淄外の勢力の細かい家數まで齊君が把握できていたとは考えにくい。もちろん平陸や即墨など齊の「五都」とされる有力な都は、<sup>(36)</sup> 國家により強固に軍事的に編成されていたはずだが、全ての都市においてそれが行われたとは考えにくい。

そうした状況を考えれば、齊語の制鄙のような鄙を統一的に支配する制度は、齊王の支配の効率性を高めるものと考えられる。そこから一步進めて、小匡が國と鄙の組織を相似化したことは、より效率的な支配を意圖したことの表れではないか。また國と同じ名稱の長官名にすることで、鄙のそれぞれの編成階梯を國の對應する階梯と並べることができるようになる。これは國と鄙の等質性を示すもので、各階層における等質化を徹底することができれば、地方の官職を齊王が把握することになる。鄙の行政組織の再編成を想定した記述といえ、齊王の權力強化を志向したものであろう。

戰國時代、威王の時の説話として業務をおろそかにした阿の大夫を處刑した話があることから、戰國中期頃には齊王が大夫の生殺與奪の權を握り、君主の權力が一定の水準に達していたことがわかる。參國伍鄙は、君主權力を伸張する志向を背景に生まれたものだろう。

こうした統一的な組織編制は、既存の領域の支配効率化もさることながら、新しく加えた領地支配の効率化にも役立つ。例えば小匡の上限を設けない表現は、領土擴大への對應を考慮したものであろう。齊語の記述では鄙が四十五萬家に止まるが、小匡であれば五屬大夫の數を増やすことでそれ以上の規模にも對應可能である。

また小匡内では直接の言及はないが、鄙の行政組織を參國と同じ形にしたことで、參國と同様の兵制をそのまま鄙に應用することを可能にしている。齊語の參國制鄙では兵制はもっぱら國中の士が握っており、國の特權がうかがわれる。一方の小匡では國と鄙にいる民には質的な差は存在せず、四民を國鄙で分居させていないことから、國の軍事特權が薄れている。あくまで推測の域を出ないが、小匡では國の軍事的編成を鄙に準用することで支配を軍事的にもさらに強化することを考えていた可能性がある。

以上の行論を通じて、小匡の性格が了解されるだろう。齊語の内容を軸として、そこから參國制鄙の制度を抽出し、制鄙の制度を參國に合わせて改變した新たな參國伍鄙を前面に押し出す。この參國伍鄙は、それぞれの邑で獨自性を有する鄙の統治機構を、國と同様の行政機構に再編成することで、國君の齊國全體に對する支配を強めることができる。これが

齊君の権力の強化を意圖したものであろうことは想像に難くない。管仲の時代に假託して、戦國の世に應用できる國制プランを作成しようとした作者の意圖が讀み取れるだろう。

こうした視點から小匡をとらえ直すと、こうした案が作られた背景に、領土の擴大が考えられる。戦國齊の具體的な軍事行動の推移については例えば楊寬一九八〇に詳しいが、伐宋に至るまでの數々の領土擴大や戦亂による支配の混亂があった。こうした狀況が統一的な國制案の考案の背景にあったと考えられる。前述の通り、小匡が齊語に比べて領土擴大を想定した編成になっていたことは、この考えを裏附ける。戦國後期から秦代にかけての齊の狀況を受けて作られたプランと考えるのが妥當であろう。

現實として、齊の滅亡までに小匡の參國伍鄙が實行された確證はないが、戦國時代、他國が縣の設置を進めていったことを考えれば、齊もまた獨自に行政組織改變を志向した可能性はある。領土擴大の際、他國であれば縣の設置が行われたが、齊では大夫の増加で對處しようと考えていたのではないか。都の長官としての大夫の語は『孟子』に頻見し、他國では秦漢郡縣制を先取りした太守や縣令が見えるのと比較すると、齊の獨自性といえる。例えば『孟子』公孫丑下には平陸の大夫である孔距心に關わる記述が見られ、孟子が彼の怠慢を叱責するが、その後の記述から同様の立場の人物が五人いたことが分かる。

他日、見於王曰「王之爲都者、臣知五人焉。知其罪者、惟孔距心。爲王誦之。」王曰「此則寡人之罪也。」

他日、王に見えて曰く「王の都を爲むる者、臣五人を知る。其の罪を知る者、惟だ孔距心のみ。王の爲に之を誦す。」王曰く「此れ則ち寡人の罪なり。」

また同じく公孫丑下に、王のお氣に入りの大夫であった王驩が、副使でありながら萬事を取り仕切り、齊卿であった孟子は名前だけのものであったという話がある。孟子の頃には大夫の権力が卿に勝りうるものであったことが分かる。

孟子爲卿於齊、出弔於滕。王使蓋大夫王驩爲輔行。王驩朝暮見、反齊滕之路、未嘗與之言行事也。公孫丑曰「齊卿之

位、不爲小矣。齊滕之路、不爲近矣。反之而未嘗與言行事、何也？」曰「夫既或治之、予何言哉？」

孟子齊に卿爲りしとき、出でて滕に弔う。王蓋の大夫王驪をして輔行と爲さしむ。王驪朝暮見え、齊滕の路を反りしも、未だ嘗て之と與に行事を言わざるなり。公孫丑曰く「齊卿の位、小と爲さず。齊滕の路、近しと爲さず。之を反りて未だ嘗て與に行事を言わざるは、何ぞや？」曰く「夫れ既に之を治むる或り、予何ぞ言わんや？」

結局齊國は伐宋以降、大規模な軍事行動を行うことなく秦に降伏したわけだが、こうした戦國後期以降に作られた改革プランからは、齊が滅亡を前に手をこまねいていただけではなかったことが想像できよう。

### 第三節 齊語の參國制鄙

小匡が齊語を基に、戦國後期の状況を背景に作られたと考えたわけだが、その參照元になった齊語に描かれる參國制鄙はどのように捉えられるだろうか。松木一九七五が言うように、優れて春秋時代の状況を伝えるものであり得るのだろうか。

結論から言ってしまうばそう考えることは難しい。既に臧知非一九九五が述べる通り、齊語は戦國時代の状況を基に作られたものと考えるのが妥当である。氏は齊語に述べられる縣や行政單位が春秋時代には實現したと考えられないと指摘する。<sup>(4)</sup>氏は行政制度の側面から戦國僞作説を述べるが、その他の點でも齊語が戦國時代を背景にしたことが分かるものがある。

春秋時代についての認識はほぼ『左傳』によつてうかがい知る情報に限られるわけだが、その中に見られる世界観と齊語の世界観にはズレが生じている。例えば、兵制について、『左傳』においては戦車の乗数が重要な指標の一つであるが、<sup>(4)</sup>齊語ではそういった記述は見られず、兵卒の人数が軍の規模を示す。また桓公の命により改革が斷行され、國人の政治に對する發言力を考慮したような表現はなされず、國人の存在感は薄い。

こうした『左傳』との違いに加え、論理的にも齊語が春秋時代の制度そのままを傳えている譯ではないことがわかるのが、四民不雜處の強調の部分である。既に指摘がある通り、四民が雜處している状況であるから不雜處を強調するのであって、戰國時代以降の發想である。有能なものを選び官につけるといふ發想も、戰國時代のものと考えられる。

『國語』二十一篇のうち單獨の國君を扱うのは、齊語・鄭語・吳語・越語上下の五篇のみであり、それ以外の篇が複数の國君に屬する長期間を扱うことから、齊語は桓公の霸業を述べる點が特徴とされる。しかし齊語の内容のほとんどは四民不雜處や參國制鄙などの改革を通して、齊が富國強兵を實現し、葵丘の會で霸者としての地位を確立することに費やされている。最後にとつてつけたように大夫らをうまく用いたことで締めくくるが、その後の桓公の末路などには全く觸れない。従つて齊語作者の主眼は桓公その人よりも、富國強兵を實現するための様々な改革の提示であつたと想定される。齊語もまた、小匡と同様に春秋時代に假託して、戰國時代に通用する改革プランの提示を行わんとする文章であると考えべきであらう。

このように考えた場合、齊語の參國制鄙もまた、戰國時代の状況を踏まえて作られた記述だということになる。鄙の構成についても、齊語は戰國時代の状況を一定程度反映していると考えることができよう。臨淄外のおおよその家數を把握するため制鄙を考え、一邑三十家を最下層の編成單位として把握することを狙つたのだろう。そうした中で考えられたのが齊語における參國制鄙の制度であつたと考えられる。

ではこの制度は現實をどれだけ反映したものであったらうか。プランの性格上、その土臺は現實に即したものであり、そうした部分は諸文献と共通するであろうことが想像される。逆に孤立した表現の部分は、現時點の材料においてではあるが、現實から離れた理想的な像を描いたものと想定される。ここで參國制鄙と類似のものを検討してみたい。

『管子』立政篇にも郷と屬を對比する表現があるが、屬については五屬大夫という語が見えるのみで、郷のような詳しい記述はない。屬吏という語彙から五屬大夫のもとに官吏がいたことは分かるが、その内實は不明である。例えば立政篇

首憲の正月之朔の段落において、

#### 五郷之師

出朝、遂に郷官、致于郷屬、及于游宗、皆受憲。憲既布、乃反致令焉、然後敢就舍、憲未布、令未致、不敢就舍。就舍、謂之留令。罪死不赦。

朝を出で、遂に郷官に于いて、郷屬に致し、游宗に及ぶまで、皆憲を受く。憲既に布きて、乃ち反りて令を致す、然る後に敢えて舍に就く、憲未だ布かず、令未だ致されざれば、敢えて舍に就かず。舍に就く、之を留令と謂う。罪死して赦さず。

#### 五屬大夫

皆以行車朝、出朝不敢就舍、遂行。至都之日、遂於廟、致屬吏、皆受憲。憲既布、乃發使者、致令以布憲之日蚤晏之時。憲既布、使者已發、然後敢就舍。憲未布、使者未發、不敢就舍、就舍、謂之留令、罪死不赦。

皆行車を以て朝し、朝を出づれば敢えて舍に就かずして、遂行す。都に至るの日、遂に廟に於いて、屬吏に致し、皆憲を受く。憲既に布き、乃ち使者を發し、令を致すに布憲の日の蚤晏の時を以てす。憲既に布くときは、使者已に發し、然る後に敢えて舍に就く。憲未だ布かず、使者未だ發せざれば、敢えて舍に就かず。舍に就く、之を留令と謂う。罪死して赦さず。

とあり、この郷と屬の關係は齊語や小匡のそれと同様と考えられる。五屬大夫が「都に至る」という表現など、ここでは屬は明らかに齊の國都臨淄の外にある。

また郷の方では「郷屬に致し、游宗に及ぶまで、皆憲を受く。」と書かれているのに對し、屬では「遂に廟に於いて、屬吏に致し、皆憲を受く。」とあり、郷が游宗を具體的に指定しているのに對し、屬は屬吏と具體性に缺ける。もし同じ機構であつたならば、屬も類似の表現で良いだろうから、屬は郷とは違う行政機構だつたことが推測される。また立政篇

省官では「郷師」や「工師」など郷を監督する官名は述べられるが、屬については明示的には觸れられない。

使力作母偷、懷樂家室、重去郷里、郷師之事也。論百工、審時事、辨功苦、上完利、監壹五郷、以時鈞修焉。使刻鏤文采母敢造于郷、工師之事也。

力作して偷する母く、家室を懷樂し、郷里を去るを重（はば）<sup>(4)</sup>からしむるは、郷師の事なり。百工を論じ、時事を審らかにし、功苦を辨じ、完利を上げ、五郷を監壹にし、時を以て鈞修す。刻鏤文采をして敢えて郷に造る母からしむるは、工師の事なり。

屬は大夫が任命され、その下に役人がいることは分かるが、どのように統治されているかは、分からない、ないしは齊君の管理下にないということなのだろう。こうした記述に鑑みれば、立政篇において屬の仔細な行政機構は把握されなかったということになる。

これと關聯する記述として、銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』庫法に大中小の縣の記述がある。銀雀山漢簡は齊地の著作であると考えられ、その成書年代は紀元前三世紀後半から漢代までの間とされる。<sup>(5)</sup>また同じく『守法守令等十三篇』の田法には里・州・郷の單位がある。

『守法守令等十三篇』庫法

【大縣】百里、【中】縣七十里、小縣五十里。大縣二萬家、中縣萬五千家、小縣萬【家】

同、田法

五十家而爲里、十里而爲州、十郷（州）而爲州（郷）。州、郷以地次受（授）田于野、百人爲區、千人爲或（域）。

五十家にして里を爲し、十里にして州を爲し、十州にして郷を爲す。州、郷地次を以て田を野に授く、百人區と爲り、千人域と爲る。

里・州・郷が家數に基ついて下から數えるという參國伍鄙と似たものであるのに對し、縣を大中小で分ける點や、面積も



關係する點など、縣が里・州・郷と質的に異なることは明らかである。縣が里・州・郷とは別系統の統治單位であることを示唆し、齊語において里や郷が參國に屬するのに對し、縣が制鄙に屬する點と類似した關係といえる。また『周禮』地官の遂人でも縣は遂（鄙）に屬する。<sup>(46)</sup>

以上の齊國に關わる統治機構の記述と比較したとき、齊語の立ち位置が一定程度理解できる。齊語の參國制鄙も小匡同様の一種の改革プランであり、實態を表したものと考えにくい。立政篇の國の編成と鄙のそれは異質であり、鄙が仔細に把握されていなかったこと、鄙に關する統治單位が『周禮』に限られることから考えて、齊語の制鄙のような制度が實在していた可能性は現段階では低いと考えざるを得ない。また五屬大夫のうち功の少ないものを尋問する件があり、郷にはない獨特なものであることから、屬の支配が基本的に大夫に委ねられていることが想定されており、この結論を傍證する。

一方で、國に關しては家數を積み上げて編成を行う類似の記述が他にも見られることから、齊語の作られた戰國齊において、參國と似た性質の制度が實際にあったと考えても良いだろう。<sup>(48)</sup> 改革プランである以上、既に存在する制度と全くかけ離れたものがいくつも作られるということは考えにくい。國に相當する部分では、細かい數値はともかく、いずれも家數を基準に編成される點で共通するため、こうした狀況が戰國期には既に存在していたものと思われる。

## 結 論

以上參國伍鄙の制を中心に、小匡と齊語の性格や、編成プランについて検討を加えてきた。まず第一章では齊語が小匡に先行することを、表現や語彙比較の觀點から確認した。第二章では參國伍鄙に關する記述の矛盾について、兩篇の性格特に小匡の成書過程を検討することで、現時點で妥當と思われる校訂を施した。第三章では參國伍鄙の制度を比較検討すること、兩篇における參國伍鄙制度の捉え方の違いを明らかにした。

齊語においては、いわゆる四民不雜處が主眼であり、參國制鄙は國と鄙を區分することを目的とする。參國伍鄙を最初に説明している小匡と對照的である。そしてその大半は改革についてであり、改革案の提示が齊語の主眼であろうことを指摘した。そのため齊語は從來言われてきたような、優れて春秋時代の制度を伝えるものではなく、戰國時代の状況を背景に書かれたものであること、制鄙については現實に行われた制度とは考えにくいことを指摘した。ただ、參國部分については、類似の記述が銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』や『管子』立政篇に見られることから、戰國時代の臨淄において家敷を積み上げて行政組織を編成するような制度の存在はありえるだろう。

一方の小匡は、齊語の參國伍鄙の制度を換骨奪胎し、軌の創出に加え指揮する長官を同じにすることで、國鄙を同じ行政機構にしている。こうすることで鄙を統一的に支配し、齊君を頂點とする行政組織に組み入れようとしていたのではないかと考えられる。國と鄙を對比する意識が弱いことも、兩者の結びつきが前提にあることを裏附ける。また屬の上にさらなる階梯を示唆する表現から、齊語の規模に止まらないプランを提示している。小匡に描かれる參國伍鄙は、齊語よりも領土擴大を想定していることから、戰國齊の領土擴大や戦いによる混亂を受けて作られたものだろう。

以上參國伍鄙に限定してはいるが、兩篇を比較することで、從來ややもすれば春秋時代の制度とされてきた參國伍鄙は、實際は戰國齊の状況を反映した制度と考えられること、齊語と小匡はそれぞれの意圖は違えど、國制改革の一例を提示することを狙ったものであることを主張してきた。管仲という過去の偉人への假託による權威付けも自説に説得力を持たせるための手法であり、春秋時代の實録を伝えることが主目的ではないと考えられる。また今回取り上げた參國伍鄙の記述から、兩篇が作成された當時の状況が、僅かではあるが窺い知れるだろう。

齊の統治を検討する上で、『管子』立政篇や乘馬篇にも興味深い記述が存在するが、本稿においては十分に検討することができなかつた。また今回取り上げた小匡では參國伍鄙だけでなく、桓公による外征、いわゆる九合諸侯の説話も含まれている。ここに挙げられる地名について齊語との異同が甚だしいことがわかっており、その變更には小匡作成當時の世

界認識が反映されていると考えることができる。

『管子』には經濟に關する言及も多く、本稿で取り上げなかつた篇にも多くの興味深い記述が見られる。輕重諸篇は漢初の成書と考えられているが、本稿で取り上げた諸篇との比較を行うことで、戰國から漢に至るまでの經濟面の變遷をたどることもできよう。これらの側面からの考察は今後の課題としたい。

## 註

- (1) 例えば増淵一九七〇は齊語を用いて春秋時代の社會を説明しており、春秋時代の面影を残すものとして捉えている。
- (2) 『管子』小匡篇については金谷一九八七、『國語』齊語については吉本二〇一六第十二章「國語成書考」参照。その他に佐竹二〇〇三などがあるが、いずれも成書を戰國中期以降とする點で共通する。
- (3) 松木一九七五。
- (4) 金谷一九八七、佐竹二〇〇三。
- (5) 童書業二〇〇三の一六〇頁では、齊語の記載の全てを信用することはできないが、當時の實體の影は保存されているとする。顧德融・朱順龍二〇〇一、七三頁～七六頁に至っては、齊語の記述を疑わず、參國伍鄙をそのまま管仲の事績として述べている。楊寬二〇〇三、四〇四頁～四〇六頁も同様である。
- (6) 小匡と齊語の記述を異質とする説は岡崎一九五〇、同質とする説は佐竹二〇〇三が代表的である。
- (7) 例えば郭沫若一九五六では齊語を傍證に小匡篇の屬以下を「屬、連、鄉、卒、邑」の五階梯にすべしとする。佐竹二〇〇三は「連」が國では鄉の下に、鄙では鄉の上にあるというのは不合理という理由で、齊語と全く同じ「三鄉爲縣、縣有縣帥、十縣爲屬」に校訂すべしとする。縣と連の古體が近いから間違えたのだという説を展開するが、史料の性格に對する考察はなく、決定的な説とはいえない。こうしたテキスト上の問題については本稿第二章で扱う。
- (8) 前述の岡崎一九五〇を皮切りに、松木一九七五や佐竹二〇〇三など、いつの時代の制度であるか、という議論が争點になっている。三者に共通していえることとして、記述の違いが時代の違いに對應することを前提にしているが、同時代史料でない以上、作者が春秋時代の狀況の再現を意圖した確證はない。記述から制度を導くには慎重にならねばならない。
- (9) 佐竹説は『管子』諸篇の記述の違いを、無媒介に制度の

時代的變遷を表したものと見なししている。こうした點から  
もその結論を受け入れることはできない。

- (10) 國字の指す領域は、焦循『孟子正義』梁惠王下第二章「合天下言之、則每一封爲一國。就一國言之、則郊以內爲國、外爲野。就郊以內言之、又城內爲國、城外爲郊。」によつた。後述の通り齊語と小匡篇では國認識が異なり、齊語では恐らく城內を、小匡篇では郊以內を想定していると思われるが、『國語』韋昭注は「國郊以內、鄙郊以外。」としており、確言はできない。

- (11) 本稿での時代區分は吉本一九八九に従う。

- (12) 甲説は羅根澤一九三一、安井一八六五小匡篇序文、松木一九七五、板野一九八三、李學勤一九八七、乙説は前川一九二二、孫海波一九三四、丙説は岡崎一九五〇がそれぞれ主張する。

- (13) 岡崎一九五〇は複線的成立の根據となる文章の趣旨の不一致について明言していないが、參國伍鄙の説明の際、齊語では民の居を定めることを目的とするに對し、小匡では制度そのものが目的となつてゐるといつた違いなどを想定してゐると思われる。相違については、二章以降詳しく検討する。

- (14) 前川一九二二の解題による。氏は、清の董增齡『國語正義』の序説を基にしてゐるようで、董增齡の「齊語一篇皆管子小匡篇之辭、管子遠出左氏之前、必不預知國語之文而襲之。竊疑齊語全亡而後人采小匡以補之。」という説を補う形で解題を書いている。齊語が小匡篇とほぼ同じことか

ら齊語後人書き換え説を唱えているが、「管子」が管仲やその當時の實録ではあり得ず、また後述の通り表現の重複や使用語彙から考えても、齊語が小匡篇から抽出して作られたとは考えられない。このほか『國語集解』附録の王樹民二〇〇二のように小匡篇と齊語を全く同じとする見解があるが、岡崎氏の言う通り全く同じということはない。

- (15) 註(2)二參照。

- (16) 『周禮』の成書年代、性格については山田二〇〇六參照。

- (17) 諸子の成書年代については吉本二〇一六第五章「左傳成書考」參照。カールグレンの歴史言語學的分析に、氏の研究成果を加えた同書四九頁の表が便利であるが、『國語』に關しては篇によつて成立過程が異なるため、同書第十二章「國語成書考」を參照。

- (18) 吉本二〇一六第十二章「國語成書考」および註(58)參照。氏は小匡篇が秦を戎狄視する記述を附け加えた點を指摘する。秦を戎狄視する言説は『公羊』に頻見し、これは齊晉王時代(紀元前三〇〇〜前二八四年)の齊秦對立を反映するものだという。従つて秦を戎狄視する言説の無い齊語の成書は、『公羊』に先行し、前四世紀以前に遡りうる。加えて齊語の使用言語が「前三世紀の標準文語」に屬することから、齊語の成書年代は紀元前四世紀前半を遡るものでない、としてゐるため、紀元前四世紀後半の成書を想定してゐると考えられる。これは齊語が齊地制作であること、を前提とする説である。なお「前三世紀の標準文語」は、同書二九四頁によれば上海博物館藏戰國楚簡に用例が見え

ることから、一部語彙は紀元前四世紀に遡りうるという。この用語はカールグレンによるものだが、混乱を招きやすいため、新たな用語の提言を期待したいところである。

- (19) なお「若之何」は、「國語」の内、周・魯・晉・楚語にも一九例見えるが、これらの篇が『左傳』と重複する内容を持つ章が多く、『左傳』特有の表現を有することによる。吉本二〇一六第十二章「國語成書考」参照。

- (20) 例えば『左傳』僖公十七年「齊侯之夫人三、王姬・徐嬴・蔡姬、皆無子。齊侯好内、多内寵、内嬖如夫人者六人。」などにみえる桓公が好色であった話は齊語にはない。また魯に地を返す話があるにも関わらず、曹沫の説話を載せない。この説話は『史記』刺客列傳では最終的に桓公が諸侯から信用を得た話になっており、必ずしも桓公に對して否定的なものではないが、國益となる記述ではないために避けられたものと思われる。なお齊語の特徴については第三章にて述べる。

- (21) 本稿のテキスト校訂の底本は「國語」は上海師範大學古籍整理組校點一九七八を、『管子』は小柳一九七七を用いる。

- (22) 岡崎の兵農分離か否かという議論は、周の封建の進行と共に兵農分離が起こり、春秋末期に至って農が兵役負擔者となるという考えに基づく。

- (23) 松木一九七五は、齊語の土工商農から小匡の士農工商への表現の變化から、齊語が重農思想が廣がる時代以前の作と考えている。しかし記述の順序を考えれば、必ずしも齊

語が重農思想以前の作であると考える必然性はない。齊語において桓公が「處士農工商若何。」と尋ねていることもこの考えの傍證となる。

- (24) 現行本で「三郷一帥」とする部分は『管子集校』五一頁によると、古本・劉本・朱本では「五郷一帥」に作る。ただ古本・劉本・朱本は「制五家以爲軌、軌爲之長。十軌爲里、里有司。」の箇所の十軌を五郷に誤るなど、テキストとしての信用度が低い點がかかる。

- (25) 實際は、濟水が河水より南側にあるため、齊語には何らかの誤りがある。小匡が河を海に變えているのは整合性をとるためと考えられる。

- (26) 章炳麟一九三八、第一、封建攷。なお小匡篇の示す範囲はおよそ二萬平方キロ程度であり、一里四百メートルと考えると、方三百六十里と大きな乖離はない。

- (27) 『漢書』地理志上「濟南郡、戶十四萬七百六十一。」「千乘郡、戶十一萬六千七百二十七。」「齊郡、戶十五萬四千八百二十六。」「淄川國、戶五萬二千八百八十九。」

- (28) 佐藤一九八四。

- (29) 春秋期の「國」については、吉本二〇〇五第二部中篇に詳しい。

- (30) 岡崎一九五〇は小匡篇の「國」字を都城近郊の地を含む意味とする。これは氏が參國伍鄙を春秋末期の制度と考えるためだが、同篇が戰國後期の成書であることを考えると、齊國の意味で取るべきであろう。

- (31) 佐竹二〇〇三では制度の實態の検討から小匡篇の國鄙の

同質性を指摘する。

- (32) なお齊語では伍鄙若何の問いに對し「相地而衰征」以下が述べられ鄙に對する施策を述べるが、これは國に對し、鄙にはどのような施策を行うか、といった意圖の問いと考えられる。

- (33) この「相地而衰征」の部分は『荀子』王制篇にも見られ、それらの繼受關係が伺われる。荀子自身が齊にいたことを考慮すれば、彼と兩篇に何らかの關係があつた可能性はある。

- (34) なお小匡篇では「十軌爲里、里有司。」故五十人爲小戎、里有司帥之。」とあり、實は里有司と里司の二種類が存在する。この矛盾は小匡篇が齊語を引き寫したことに起因するものである。

- (35) 金谷一九八七結語など。

- (36) 五都については楊寬一九八〇第六章、中央集權的政治體制及其重要制度、二郡縣制度的建立を参照。

- (37) 『史記』田敬仲完世家「威王初即位以來、不治、委政卿大夫、九年之間、諸侯竝伐、國人不治。於是威王召即墨大夫而語之曰『自子之居即墨也、毀言日至。然吾使人視即墨、田野闢、民人給、官無留事、東方以寧。是子不事吾左右以求譽也』封之萬家。召阿大夫語曰『自子之守阿、譽言日聞。然使使視阿、田野不闢、民貧苦。昔日趙攻甄、子弗能救。衛取薛陵、子弗知。是子以幣厚吾左右以求譽也』是日、烹阿大夫、及左右嘗譽者皆并烹之。」

- (38) 當該時期の戰國齊の動向については、楊寬一九八〇の第

七章、八章を参照。

- (39) 『孟子』公孫丑下「孟子之平陸。謂其大夫曰『子之持戟之士、一日而三失伍、則去之否乎?』曰『不待三。』」然則子之失伍也亦多矣。凶年饑歲、子之民、老羸轉於溝壑、壯者散而之四方者、幾千人矣。」曰「此非距心之所得爲也。」曰「今有受人之牛羊而爲之牧之者、則必爲之求牧與芻矣。求牧與芻而不得、則反詰其人乎?抑亦立而視其死與?」曰「此則距心之罪也。」

- (40) 臧知非一九九五「管子」に見える行政制度と異なること、春秋時代の齊國の領域の規模から考えて五〇もの縣が存在したことは考えられないこと、縣の用例に九千家ほどの規模を持つものはないことなどをその理由として挙げている。

- (41) 春秋期の「國」については、註(29)参照。

- (42) 余英時二〇〇四、三六―三八頁

- (43) このうち、鄭語は本来周語の一部だった可能性が高い。従つて鄭語を除いた齊語吳語越語の四篇は、他の篇とは性格を異にするものと考えられている。吉本二〇一六第十二章「國語成書考」参照。

- (44) 訓讀は安井説に従い、監壹は監視して同じにするという意味で解した。

- (45) 吉本二〇〇三、第二章参照。

- (46) 『周禮』地官司徒「遂人掌邦之野。以土地之圖、經田野、造縣鄙形體之濃。五家爲隣、五隣爲里、四里爲鄩、五鄩爲鄙、五鄙爲縣、五縣爲遂。」

- (47) 『國語』齊語「正月之朝、五屬大夫復事。桓公擇是寡功者而譎之、日制地・分民如一、何故獨寡功。敎不善則政不治、一再則宥、三則不赦。」  
 という考えが『禮記』に見られることがあげられる。『禮記』王制「大國三卿、皆命於天子。下大夫五人。」こうした古いと考えられてきた傳承から數字を採擇した可能性が高いだろう。
- (48) 實際に参や五といった數字にあまり現實味が無いと思われる理由としては、例えば諸侯國は卿が三人で大夫が五人

## 参考文献

(日文) 五十音順

- 板野長八 一九八三 「管仲の參國伍鄙の制を論じて商鞅の縣の制に及ぶ」『東方學』六六、一～一七頁
- 岡崎文夫 一九五〇 「參國伍鄙の制に就て」『東洋史論叢』羽田博士頌壽記念、東洋史研究會(京都大學文學部内)、二二一～二三三頁
- 金谷治 一九八七 『管子の研究』中國古代思想の一面』岩波書店
- 小柳司氣太校 一九七七 『漢文大系第二十一卷 管子纂詁、晏子春秋』富山房
- 高橋康浩 二〇〇六 「管仲の政治改革」『大東文化大學中國學論集』二四、一～二〇頁
- 佐竹靖彦 二〇〇三 「文獻『管子』の領域編成」『人文學報』三三五、一三七～二〇三頁
- 佐藤武敏 一九八四 「前漢の戶口統計について」『東洋史研究』四三一、一一八～一四一頁
- 前川三郎 一九二二 「國語解題」(林泰輔一九二二所收)
- 林泰輔 一九二二 『國譯漢文大成 國語』國民文庫刊行會
- 增淵龍夫 一九七〇 「春秋戰國時代の社會と國家」『岩波講座世界歴史』四、岩波書店
- 松木民雄 一九七五 「四民不雜處考」上「國語」齊語と『管子』小匡篇をめぐって」『集刊東洋學』三三、一〇三～一九九頁
- 一九七六 「四民不雜處考」下「國語」齊語と『管子』小匡篇をめぐって」『集刊東洋學』三五、一二二～一四七頁
- 安井衡 一八六五 『管子纂詁』玉山堂(小柳司氣太校一九七七を使用)
- 山田崇仁 二〇〇六 「『周禮』の成書時期・地域について」『中國古代史論叢』三、九六～一五〇
- 吉本道雅 一九八九 「國語小考」『東洋史研究』四八一、三、四二二～四五二頁

- 二〇〇三 「墨子兵技巧諸篇小考」『東洋史研究』六二—二一六、二〇〇八—二三五頁
- 二〇〇五 「中國先秦史の研究」京都大學學術出版會
- 二〇一六 「出土文獻に基づく左傳學の再構築」平成二十五年度—二十七年年度科硯費研究成果報告書

(中文) 拼音順

- 顧德融、朱順龍 二〇〇一 『中國斷代史系列 春秋史』上海人民出版社
- 郭沫若 一九五六 『管子集校』科學出版社(郭沫若著作編輯出版委員會編一九八四『郭沫若全集·歷史編·第五卷——管子集校(一)』——人民出版社使用)
- 黎翔鳳 二〇〇四 『管子校注』中華書局
- 李學勤 一九八七 『齊語』與『小匡』、『管子學刊』創刊號、二三—二六頁
- 羅根澤 一九三一 『管子探源』中華書局(一九六六年香港太平書局出版使用)
- 上海師範大學古籍整理組校點 一九七八 『國語』上海古籍出版社
- 孫海波 一九三四 『國語眞僞考』『燕京學報』一六
- 董增齡 一九八〇 『國語正義』中文出版社
- 童書業 二〇〇三 『春秋史』上海古籍出版社(初版是一九四一年)
- 王樹民 「國語的作者和編者」(徐元誥撰二〇〇二所收)
- 徐元誥撰 二〇〇二 『國語集解』中華書局
- 楊寬 一九八〇 『戰國史』上海人民出版社
- 二〇〇三 『中國斷代史系列 西周史』上海人民出版社
- 銀雀山漢墓竹簡整理小組編 一九八五 『銀雀山漢墓竹簡(壹)』文物出版社
- 余英時 二〇〇四 『余英時文集第四卷 中國知識人之史的考察』江西師範大學出版社(初出是一九八〇『中國古代知識階層史論(古代篇)』聯經出版)
- 臧知非 一九九五 「齊國行政制度考源——兼談《國語·齊語》的相關問題」『文史哲』一九九五年第四期
- 章炳麟 一九九一 『太炎文錄初編』上海書店『民國叢書』第三編八三綜合類



## A RECONSIDERATION OF THE *CANGUOWUBI* 參國伍鄙： A PLAN FOR THE REFORMATION OF THE QI STATE

MUNE Shutaro

The *canguowubi* 參國伍鄙 was a policy to create a “wealthy state and strong army” (富國強兵) in ancient China. It is often seen as having been carried out during the Spring and Autumn period. The *canguowubi* is described in the two works: the “Xiaokuang” 小匡 chapter of the *Guanzi* 管子 and the “Qiyu” 齊語 chapter of the *Guoyu* 國語. These descriptions have several serious problems, the details of the *canguowubi* differ between the “Xiaokuang” and the “Qiyu,” and there are moreover contradictions within the “Xiaokuang” itself.

Previous research on the *canguowubi* assumed that these differences occurred due to errors in copying by the editor of the “Xiaokuang,” therefore the description in the “Xiaokuang” was revised based on that in the “Qiyu.”

But in considering such contradictions, we should focus on the causes of the contradictions and not how the contradictions can be resolved. This paper first examines the character of the “Xiaokuang” and the “Qiyu” as historical sources from such a viewpoint, and then, revises the description in the “Xiaokuang.” This paper attempts to resolve the contradictions in the *canguowubi* based on an examination of its character and thus to reconsider the *canguowubi* itself.

Based on comparison of corresponding expressions and vocabulary of the two works, the first section confirms that the “Qiyu” was produced earlier than the “Xiaokuang” and that the editor of the “Xiaokuang” rewrote the “Qiyu” in Qi dialect. The second section revises the description of the *canguowubi* in the “Xiaokuang,” editing it on the basis of what appear to be the most appropriate choices after a consideration of characteristics of the two, and then resolves the contradictions in the description of the *canguowubi* in the “Xiaokuang.” The third section clarifies difference in editorial purposes of the two works by comparing each description of the *canguowubi* with other historical literature and excavated sources that have a similar plan of administrative organization.

The “Qiyu” chapter focuses on so-called “non-mixed residence of the four occupations” (四民不雜處), and the purpose of the *canguozhibi* 參國制鄙 is to distinguish the *guo* 國 and the *bi* 鄙. The greater part of the “Qiyu” describes a political reformation, and its main goal is to propose a plan of reorganization. In order to make the description more persuasive, the “Qiyu” reflects the situation of

the Warring States period, therefore, it is not a description of a plan actually carried out in the Spring and Autumn period as previously claimed. As for the part devoted to the “*canguo*”參國, similar descriptions are seen in other works, therefore, it is possible that such a plan to form an administrative organization by accumulating a fixed number of families might actually have been carried out in the Qi state during the Warring States period.

On the other hand, the “Xiaokuang” focuses on the *canguowubi* with the aim of creating a wealthy state and strong army. The “Xiaokuang” chapter changed the name of the chief of *bi* to that which corresponded to that of the chief of the *guo*, giving the *guo* and *bi* the same administrative organization, and by strengthening the control of *bi*, made it equal in strength to the *guo*. Furthermore, as it appears that a higher administrative unit was placed above *shu* 屬 within the *bi*, this plan was also intended to provide for territorial expansion.

This paper concludes that the *canguowubi* was in fact a plan that reflects the actual situation in the Qi state during the Warring States period rather than one implemented in the Spring and Autumn period as has previously been suggested, and that the aims of the “Qiyu” and the “Xiaokuang” were to propose plans to reorganize the state system in order to strengthen monarch’s power and control.

## THE SERPENT SLAYING SWORD (*ZHANSHEJIAN* 斬蛇劍) OF EMPEROR GAOZU OF THE HAN DYNASTY AND ITS HISTORICAL DEVELOPEMENT

MEGURO Kyoko

The Serpent Slaying Sword is famous in Chinese history as the sword with which Liu Ban, Emperor Gaozu 高祖劉邦 of the Han dynasty, killed the white serpent. Since that sword was conveyed in the ritual of accession to the imperial throne, it can be regarded as the regalia of the Han Dynasty. Nishijima Sadao previously described the process of how the sword became such a treasure. In this paper, I reconsidered the process that Nishijima observed and the appearance of the sword, and then considered the historical development of the sword by further focusing on the fact that two different lengths for the same sword can be seen in sources from the Han, Wei, Jin and Northern and Southern Dynasties periods.

In the imperial accession ritual described in the *Treatise on Ritual* (禮儀志) of